

区分B(2月発送) 平成24年社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

料金後納郵便
親展

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
国民年金保険料を社会保険料控除として税務申告する際は、この証明書や領収証書が必要です。

お問い合わせは『控除証明書専用ダイヤル』へ
0570-070-117
(平成25年3月15日まで)
050または070から掛かる電話でおかけになる場合は 03-6700-1130
※一般の固定電話から、市内通話料金でご利用いただけます。

宛先不明の際は、下記に返信してください。

〒

ご本人用(控)

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(控)

被保険者氏名 様
基礎年金番号

前年(平成24年1月1日から12月31日まで)に納付していただいた国民年金保険料の額は、次のとおりです。

平成24年中の納付済保険料額
(平成24年12月31日現在)

納付済保険料の証明額 円

納付状況の内訳

年	月	納付対象月																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12							

●「済」は平成24年中に納付された月を示しています。
●11月分保険料(口座振替の早期の方は12月分保険料)は、翌年1月4日(口座振替日のため、翌年分の控除対象です)。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

被保険者氏名 様
前年(平成24年1月1日から12月31日まで)に納付していただいた国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明いたします。

証明日 平成25年1月1日
歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

平成24年中の納付済保険料額

納付済保険料の証明額 円

納付状況の内訳

年	月	納付対象月																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12							

●「済」は平成24年中に納付された月を示しています。
●11月分保険料(口座振替の早期の方は12月分保険料)は、翌年1月4日(口座振替日のため、翌年分の控除対象です)。

○印影の貰与方法等は後日指示する。

* 昨年の小規模の証明書です。

小規模企業共済掛金払込証明書

平成23年1月から同年9月末日までのお払込状況を下記のとおり証明します。内容をご確認のうえ所得控除の申告をしてください。

住 所		〒105-0001		ミナトク		
氏 名		チウシヨウ		CD		
契約年月	共済者番号	CD		掛金月額		
H12年 4月	456789	20,000円				
H23年 9月分まで払込		(お払込額)		ただし、		
ただし、今年中の掛金の		上め期間は、		月分迄は		
① 月分		月分まで及び		円		
② 月分		月分まで				
前納減額金						
備考	上記のほか、平成					
お払込掛金						

平成23年11月

〒105-8453 東京都港区芝浦3-5-1 独立行政法人 中小企業基盤整備機構

小規模企業共済掛金の所得控除の証明について

- 共済契約者が小規模企業共済掛金を払込んだ場合、小規模企業共済等掛金控除の対象となります。
- この証明書は、「給与所得者の保険料控除申告書」または「確定申告書」に添付して申告することになっております。

申告に当たっては、特に下記の点にご留意ください。

- この証明書は23年1月から同年9月末日までの掛金のお払込状況を記載したものです。
- 申告書には23年中の払込掛金総額(表記払込状況に10月、11月、12月中にお払込みの掛金を加算し、繰上納付額を差し引いた額)を記入してください。
- 払込掛金総額の計算については、次の点をお間違いないようご注意ください。
 - (イ) 23年中に掛金を納めたもののうち、掛止め期間中の掛金に相当する額は23年分の計算に含めないでください。
 - (ロ) 23年中に払込んだもののうち、22年12月以前分のものがある場合は23年分の計算に含めてください。
 - (ハ) 23年中に払込んだもののうち、納付期間が12か月以内で、かつ24年1月以降の掛金に相当するものがある場合は、申告者の希望により23年分の計算に含めてください。
 - (ニ) 23年中に払込んだもののうち、納付期間が13か月以上にわたるものは、24年1月以降の掛金に相当するものについては24年分の申告の計算から除いて24年に繰越して申告してください。
 - (ホ) 22年12月以前に払込んだもののうち、22年分の申告時に上記(二)の手続きを行ったものについては、23年分の計算に含めてください。
- この証明書は、共済契約者本人の小規模企業共済掛金の所得控除の申告以外には使用できません。
- この証明書は、再発行はできませんので、大切に保管願います。

●この証明書に係るご質問は共済相談室へお問い合わせください。 共済相談室 ☎ 050-5541-7171

決算書・確定申告書は自分で記入しましょう!!